

おたのしみ

No.209

大 いなる使命感に燃え

崎 先(未来)を見据えた情報を発信し

法 人として税の知識を深め

人 材の育成と豊かな社会の創造に貢献し

会 活動を通して地域企業の健全な経営と発展を応援する団体です

入賞作品

第11回 税に関する絵はがきコンクール



平成31年1月23日(木)：グランド平成

和やかに新年企業交流会を開催



◇村田古川商工会議所会頭の乾杯



◇高橋大崎市副市長の祝辞



◇佐藤法人会会長の挨拶



企業交流会



◇会長賞は古川土地の早坂さんに当たりました

新春講演会



◇中村文昭氏の講演は多くの来場者を魅了した！



◇参加者は熱心に聞きいった

青年部鍋まつりに出店

日 時：平成31年 2月11日(月)
 場 所：加美町花楽小路商店街
 内 容：『うめえがすと鍋まつりin加美』
 対 象：地域住民にオリジナル鍋を販売
 販売数：450食 開始50分で完売
 担 当：青年部会



IT活用セミナーを開催

日 時：平成31年 2月14日(木)
 会 場：古川商工会議所会館研修室
 内 容：『販路開拓・売り上げ拡大の
 ためのIT活用セミナー』
 講 師：(合同)クリエイティブファースト
 代表社員 社長 佐藤 創 氏
 ヤフー(株)・PayPay(株)
 産学官キャッシュレス・ビジョン
 推進チーム宮城 矢吹健輔 氏
 受講者：43名
 担 当：IT委員会・古川商工会議所



絵はがきの応募作品選考

日 時：平成31年 1月23日(水)
 場 所：大崎市古川 グランド平成
 内 容：『税に関する絵はがきコンクール
 応募作品入賞選考会』
 応募数：14校438枚
 選考者：古川税務署長・大崎市長・大崎
 地区税務関係団体協議会長 他
 担 当：女性部会



富永小学校で租税教室

日 時：平成31年 1月24日(木)
 会 場：大崎市立富永小学校
 内 容：『租税教室の開催』
 対 象：6年生児童21名
 担 当：女性部会



玉造支部SNS研修会開催

日 時：平成31年 2月21日(木)
 会 場：鳴子温泉：ドライブインおーとり
 内 容：『疑問解消！
 知って納得 SNS 講座』
 講 師：ワッツ・ビジョン
 代表 笹崎久美子氏
 受講者：23名
 担 当：玉造支部



蓮池氏を招き講演会開催

日 時：平成31年 1月15日(火)
 会 場：加美町：サンパレスマルト
 内 容：『夢と絆』
 講 師：新潟産業大学経済学部
 准教授 蓮池 薫氏
 受講者：84名
 担 当：加美商工会
 加美支部



東大崎小学校で租税教室

日 時：平成31年 1月18日(金)
 会 場：大崎市立東大崎小学校
 内 容：『租税教室の開催』
 対 象：6年生児童14名
 担 当：青年部会



スマホで簡単申告操作体験

日 時：平成31年 1月22日(火)
 会 場：古川商工会議所会館研修室
 内 容：『スマホで申告が簡単にできる
 操作実務研修会』
 講 師：古川税務署
 個人課税第一部門
 担当官
 受講者：8名
 担 当：IT委員会



過大役員給与の損金不算入とは？

～ 経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 互井敏勝

リサ 高額な役員給与が話題となっていますね。法人が役員に対して支給する給与のうち、損金に算入されないものがあると聞きましたがどのようなものですか。

サキ先生 過大役員給与の損金不算入ですね。法人がその役員に対して支給した給与のうち、その役員の職務に対する対価として不相当に高額な部分の金額などについては、損金の額に算入しないこととされています。

リサ 役員給与のうち不相当に高額な部分の金額とは、具体的にはどのようなものですか。

サキ先生 役員給与のうち不相当に高額な部分の金額であるかどうかは、実質基準と形式基準により判定します。

リサ 実質基準と形式基準でどのように判定するのですか。

サキ先生 実質基準は法人がその役員に対して支給した給与の額がその役員の職務の内容、その法人の収益及びその使用人に対する給与の支給の状況、その法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する給与の支給の状況などに照らし、その役員の職務の対価として相当であると認められる金額を超える場合には、その超える部分の金額を不相当に高額な部分の金額として判定します。

また、形式基準は法人がその役員に対して支給した給与の額の合計額が、定款の規定又は株主総会などの決議により定められた役員に対する給与として支給することができる金額の限度額の合計額を超える場合には、その超える部分の金額を不相当に高額な部分の金額として判定します。ただし、支給限度額が個々の役員ごとに定められている場合には、その役員ごとに判定します。

リサ 実質基準と形式基準のどちらで判定しても不相当に高額な部分の金額がある場合にはどのようになりますか。

サキ先生 実質基準と形式基準のいずれが多い金額が過大役員給与として損金の額に算入されない金額となります。

リサ 実質基準では役員の職務の内容、法人の収益、使用人に対する給与の支給の状況や事業の種類・規模が類似する法人の役員に対する給与の支給の状況に照らして判定するとのことですが具体的にはどうすれば良いのですか。

サキ先生 この実質基準による不相当に高額な部分の金額かどうかの判定は、ケース・バイ・ケースであり実務的には非常に難しい判断になります。このテーマは争いになりやすいので、判例、裁決や国税庁の民間給与実態統計調査などを参考にするといいですね。

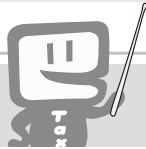
☆＝ 筆者紹介

互井敏勝 (たがいとしかつ)

1968年生まれ。東京国税不服審判所審判部、同所管理課、国税庁長官官房会計課、東京国税局総務部税務相談室などを経て、東京都中央区で税理士登録。近著「平成29年版 税制改正経過一覽ハンドブック」、「経営に活かす税務の数的基準」(共著、大蔵財務協会)、「所得税重要事例集」(共著、税務研究会)など。

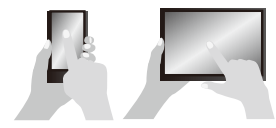
簡単・
便利な

ダイレクト納付 をご利用ください



ダイレクト納付とは…

事前に税務署に届出をしておけば、e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報登録依頼をした後に、簡単な操作で、届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の納付手段です。



スマホ・タブレットでもOK!

簡単

- インターネットを利用できるパソコンがあれば、利用可能です！
- インターネットバンキングの契約が不要です！
- 利用者識別番号(ID)と暗証番号(PW)のみで納付手続きが行えます！
⇒ **電子証明書の添付やICカードリーダーは不要です**

便利

- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！
⇒ **源泉所得税を毎月納付している方に便利です**
- 即時又は納付日を指定して納付することができます！
- 税理士が納税者に代わって納付手続きを行うことができます！
- 納付する際に、預貯金口座を選択できます！
- 納期限前の計画的な納付(予納)が簡単にできます！(平成31年1月4日開始) **NEW**

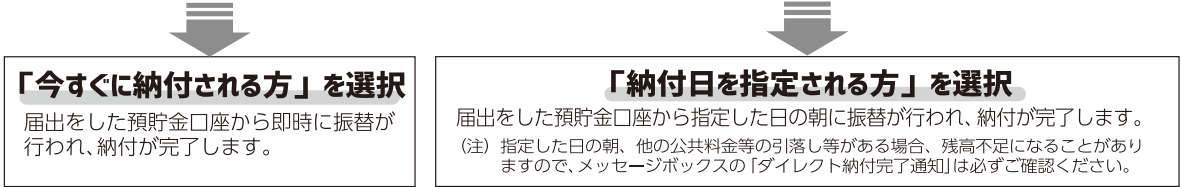
ダイレクト納付を利用するには

- ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある**
利用可能金融機関は国税庁ホームページ (www.nta.go.jp) でご確認ください。
- e-Taxの利用開始手続きをする**
e-Taxホームページ (www.e-tax.nta.go.jp) から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください(即時発行されます)。
※既に利用者識別番号を取得済の方は二重に手続きすることのないようご注意ください。
- ダイレクト納付利用届出書を提出する**
「ダイレクト納付利用届出書」にご利用になれる預貯金口座を記載し、署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。
なお、納付する際に預貯金口座を選択するには、ご利用になれるすべての預貯金口座についてあらかじめ「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておく必要があります。
※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。

ダイレクト納付の利用方法



- ① **e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼を送信する**
事前にe-Taxへのメールアドレスのご登録をお勧めします。*
- ② **メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する**
- ③ **「今すぐに納付される方」又は「納付日を指定される方」を選択する**
ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。
「納付日を指定される方」を選択した場合は、指定した日の前日までに預貯金口座の残高をご確認ください。



- ④ **納付状況を確認する**
「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。
(注) 残高不足で納付が完了しなかった場合、必要な納税資金を入金していただいた上で、②の通知から再度ダイレクト納付を行うことが可能です。

おすすめ

※ダイレクト納付を利用する場合は、メッセージボックスに情報が格納された段階でメールでお知らせができるよう、e-Taxへのメールアドレスのご登録をお勧めします。メールアドレスは、e-Taxの利用者情報登録から登録できます。

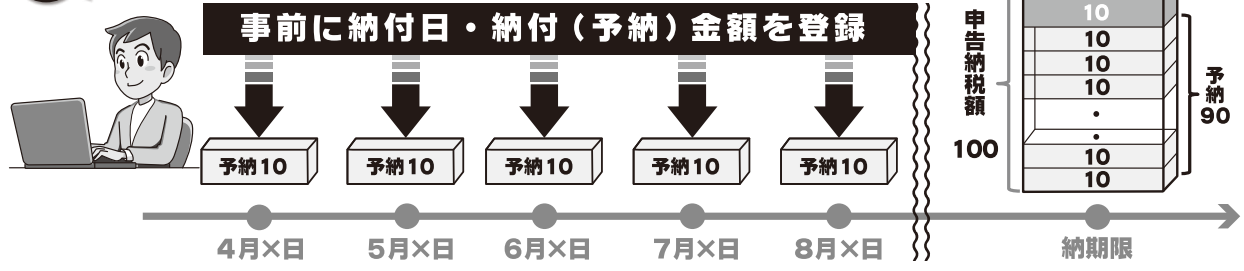
ダイレクト納付を利用した予納 - 平成31年1月4日開始!

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用可能税目は、申告所得税及び復興特別所得税・贈与税・法人税（地方法人税）・消費税及び地方消費税です。利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覧ください。

例 定期的に均等額を納付する場合



e-Taxホームページ www.e-tax.nta.go.jp

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)に関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(休休日及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

お問い合わせは、古川税務署管理運営部門 TEL0229-22-1711 (内線111)

シンカする 大同生命。

大同生命は今や“万一のとき”の
生命保険ではありません。
これまでの保険を深化させて、病気・ケガによる
離職・リタイアリスクなど、企業経営者が
働けなくなったときまでサポートする
「トータルな保障」を提供。
さらに、生命保険の枠にとらわれない新化で、
医療用ロボットによる難病治療のための保障や
中小企業の「健康経営[®]」などを総合的に支援。
生命保険を深く、新しく、シンカさせることで、
大同生命の真価を発揮していきます。
すべては、中小企業のみなさまのために。

トータルな
企業保障

HAL
プラス特約^{*}

経営者個人
の保障

中小企業向け
サービス

※正式名称：無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約【特定難病用・保険料不要型】
仙台支社古川営業所/大崎市古川駅前大通2-6-16 古川土地ビル3F TEL 0229-22-6398

DAIDO 大同生命保険株式会社

URL www.xpress.ne.jp/~hojinkai/

E-mail ohsakh@cocoa.ocn.ne.jp